

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

平成30年3月23日 午後2時00分 開議

## 出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	渡 辺 時 行
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	戸 苺 恵 理 子

## 説明のための出席者

教育部長	関 原 秀 一
教育部次長兼庶務課長	鈴 木 敏 彰
教育部次長兼学校教育課長	今 泉 一 義
教育部次長兼中央図書館長	細 井 正 久
学校教育課主幹	三 浦 孝 裕
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	小 島 基
学校給食課長	寺 部 優
中央図書館主幹	尾 崎 浩 司

## 教育長が指定した事務局職員

主 事	瀬 野 正 章
主 事	築 瀬 正 洋

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 教育長職務代理者の指名
- 第3 第7号議案 平成30年度教育委員会職員の人事異動について（非公開）
- 第4 第8号議案 豊川市民俗資料館管理規則の廃止について
- 第5 第9号議案 豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 第6 第10号議案 豊川市図書館管理規則の一部改正について
- 第7 第11号議案 豊川市地域情報ライブラリー管理規則の一部改正について
- 第8 第12号議案 平成30年度における豊川市図書館の休館日について

第9	第13号議案	豊川市文化財保護審議会委員の任命について
第10	第14号議案	豊川市文化財保護審議会への諮問事項について
第11	第15号議案	豊川市社会教育審議会の答申について
第12	教育長報告	平成29年度3月補正予算について（専決処分）
第13	その他報告	豊川市ジオスペース館管理規則の一部改正について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、林・戸荻両委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

「高本教育長」 続きまして、日程第2「教育長職務代理者の指名」を行います。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第2項の規定によりまして、教育長が職務代理者を指名するものです。平成30年4月1日からの教育長職務代理者として、戸荻委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。

また、先だって終了しました3月議会の冒頭、初日において戸荻委員の教育委員の再任と、私の再任について議会の承認が得られましたのでご報告させていただきます。

「高本教育長」 日程第3、第7号議案「平成30年度教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。なお、本案は市職員の人事に関する案件でございますので、議事は非公開とし会議内容の議事は別に記録するという事によろしいでしょうか。

（異議なしの声）

「高本教育長」 異議なしと認め本案は非公開といたします。それでは事務局から説明をお願いいたします

「関原教育部長」 日程第3、第7号議案「平成30年度教育委員会職員の人事異動について」を資料に基づいて説明。

（以下、議事内容は個人情報に関わるため、議事を非公開）

「高本教育長」 それでは公開に戻ります。日程第4、第8号議案「豊川市民俗資料館管理規則の廃止について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

「前田生涯学習課長」 資料の4ページをお開きください。こちらは、11月の定例会に議案とし、12月議会に上程いたしました豊川市民俗資料館条例の廃止に伴う管理規則の廃止議案でございます。豊川市民俗資料館管理規則の廃止について、豊川市民俗資料館管理規則を廃止する規則を次のように定めるとしております。下の方に、

具体的に廃止する規則の内容といたしまして「豊川市民俗資料館管理規則(平成18年豊川市教育委員会規則 第6号)は、廃止する」としております。理由につきましては、下段に書いてございますように、4月1日に条例が廃止となりますので、12月議会で承認された条例の廃止に伴う手続きとしてご承知おきいただければと思います。説明は以上でございます。

「高本教育長」 豊川市民俗資料館については、かつて教育委員会議でも話題としておりますので、それに伴う管理規則の廃止ということでございます。この件についてご質疑ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。なければ採決を行います。本案は、原案のとおり可決することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第4、第8号議案「豊川市民俗資料館管理規則の廃止について」は、ただ今の原案のとおり可決されました。

「高本教育長」 続きまして、日程第5、第9号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。それでは事務局から、説明をお願いします。

「鈴木教育部次長」 それでは、第9号議案豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、6ページからの資料をご覧ください。まず、先ほど生涯学習課長の方から話がありました豊川市民俗資料館にかかる記述を外す規則改正です。7ページの新旧対照表の旧のほうをご覧くださいいただければと思います。第10条に関しましては、記載にありますとおり、豊川市民俗資料館に関する記述を削除しております。また、第11条も同様の趣旨による規則改正です。併せて、このページの一番下段の別表(第2条、第3条関係)で、庶務課の事務分掌でございますが、右側の旧の事務分掌「(1)教育委員会の会議及び教育委員に関する事」とありましたが、左側の新のほうを見ていただきますと、「(1)教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関する事」と改めさせていただきます。これにつきましては、本市は3年前、平成27年度から新教育委員会制度へ移行しており、教育長を含めて教育委員会を構成するという事で、基本的に旧法の趣旨と変わっておりません。そのままの記述で教育委員に関する事ということで規則は変えておりませんでした。法令の記述が、基本、教育長及び委員に関する事となっておりますので、それに合わせて改正を行うものでございます。同じく庶務課の事務分掌の中の(7)、これは8ページの左側の新のほうを見ていただきたいのですが、(6)に加えて「(7)事務局内の総合調整に関する事」という記述を新たに加えました。これは教育課題を検討する会議の新設に合わせまして、新たな所管業務として庶務課庶務係に追記するものでございます。併せてこのページの一番下でございますが、生涯学習課の文化財の事務分掌の中の(4)の「及び民俗資料館の管理運営に関する事」を規則から削除するものです。以上、規則の改正について説

明を申し上げました。9ページ以降、12ページまでにつきましては、改正後の規則を記載しております。以上です。

「高本教育長」 組織規則の一部改正について、中身については次長からの説明のとおりです。1点は、生涯学習課の民俗資料館に関わる部分、もう1点は新教育委員会制度に関わる法令に合わせた表現と新たな検討会議を設けることについて加えたものということでした。ただ今の説明につきまして、ご質疑がございましたらお願いいたします。

「林委員」 内容についてではないですが、言葉がこれでいいのかなと思うところがあるのですが、例えば「公所」という言葉がいっぱい出てきますが、一般的に公所という言葉を使いますか。行政用語ではないでしょうか。やはり規則だから厳格にということで、公所という言葉を使うのでしょうか。

「関原教育部長」 この教育委員会事務局の組織規則ばかりでなく、市の行政組織規則もそうですが、職員が働く場所のことを公所と法律上は表現しますので、それを規則で定めるということで公所という言い方をしています。

「林委員」 公所というのは一般的に辞書や何かに載っていないのではないですか。

「関原教育部長」 法律用語です。

「林委員」 そうですね。むしろこの字は「おおやけどころ」と習ってきました。朝廷が持っている土地とか、未だにこういう言葉を使っているのかと気になったところですね。非常に細かくて申し訳ないのですが、行政用語なのですね。それから「及び」と「並び」の使い方も気になります。例えて言うと、7ページの一番下です。

「教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。」について、「並び」と「及び」では意味合いが違いますよね。「並び」というのは同格で、「及び」というのは後に続くと言う意味ですから。

「関原教育部長」 「教育長及び委員」というのが一つの言葉です。

「林委員」 言葉ですね。

「関原教育部長」 「教育長及び委員」を、「教育委員会の会議」と並列させるために「並びに」を間に入れてあります。

「林委員」 そうすると、会議と後ろのことが同格になってしまう。

「関原教育部長」 同格です。

「林委員」 旧のほうを見ると、同格ではありませんよね。「会議及び」ですから、意味合いが変わってきますよね、厳密に言うと。

「尾崎中央図書館主幹」 一般の方々からすると、大変ニュアンスの部分で違和感を覚えられると思うのですが、行政のこういった法規文の体系が確立されており、これはもう日本全国同じものです。例えばインターネットで法制執務などを調べていくと出てきますが、細かいニュアンスではなくて、意味を正確に捉える為の規則として

「及び」と「並び」というのはしっかりとした定義があります。「及び」と「並び」はいずれも二つのものを並列で並べる場合ということで、ニュアンスの違いというの

はそこでは定義されてなくて、複数の階層構造を造る時に「及び」と「並び」はどちらが大きい、より大きなグループをつけるのはこちらだよ、というような階層構造をつけるための規則が認められているものでニュアンスとは別の次元です。法制執務の上ではこのように使う規則になっています。

「林委員」 辞書や何かを引いても、わからないですね。

「尾崎中央図書館主幹」 そうですね、一般の辞書では出てきません。

「関原教育部長」 数学で括弧があって足すようなものです。括弧と括弧を足すときに「並び」を使って、括弧の中は「及び」を使います。

「尾崎中央図書館主幹」 一つしか出てこないときは、どんなニュアンスであっても「及び」、複数に出てくるときに「並び」を使うということです。

「林委員」 わかりました。

「渡辺委員」 実は、私も林委員と全く同じように思っていました。一般の人が見ると、そのように取るのではと思いました。

「林委員」 そうすると、公所も同じような意味ですか。

「尾崎中央図書館主幹」 そうです。公所にも定義がありまして、先ほど部長が申し上げましたが、人がいる、例えば図書館に館長を置く場合、その長をしっかりと定義した施設に配置します。そういった職員の配置で、責任者をきちんと置くような施設とそうでない施設があるものですから、そこを条例上で定める時に、何々条例という形では出てこない市の施設がいっぱいあります。職員を置く以上は何らかの形で規則上定義する必要があるので、その場合に公所と言う表現を使います。これも、用語の定義、全庁的に規則の中でされております。

「林委員」 人がいるかどうかですか。

「尾崎中央図書館主幹」 全く人がいないという施設もありますので、そういうところは少し違います。人がまず置かれる事が公所の第1です。それだけではないですが要件の一つです。

「林委員」 わかりました。

「高本教育長」 何らかの約束のもとで、言葉は使われているということですが、説明を聞いて、そのような意味で使われていることを改めて確認することができました。ありがとうございました。他にご質問等ありますでしょうか。

「高本教育長」 特になければ採決を行いたいと思います。本案は、ただ今説明のありました原案のとおり可決するということでご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第5、第9号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続いて、日程第6、第10号議案「豊川市図書館管理規則の一部改正について」を議題といたしますが、続いての日程第7、第11号議案「豊川市地域

情報ライブラリー管理規則の一部改正について」と関連する議案ということですので、説明と審議は一括で行いたいと思います。それでは事務局からの説明をお願いします。

「細井中央図書館長」 それでは資料の14ページをご覧ください。第10号議案、豊川市図書館管理規則の一部改正について説明いたします。今回の改正は、資料の下段の理由欄にありますように、現在、音羽図書館及び御津図書館のみが月曜日以外が祝日にあたる場合の翌日を休館日としているため、他の分館である一宮図書館や小坂井図書館よりも年間開館日数が少なくなっており、他の分館と同じ開館日数に増やすものでございます。併せて、中央図書館はじめ四つの分館における毎月の整理休館日の取り扱いについて 所要の規定の見直しを行うものでございます。なお、改正後の規則は平成30年4月1日から施行するものです。次に、15ページをご覧ください。この表は規則改正の新旧対照表ですが、第3条の休館日等を改正するもので、表の右側が現在の内容で左側が改正後の内容となっております。始めに、表の右側の上段の中央図書館の欄をご覧ください。下線の部分が変更箇所となります。(3)のところで、毎月の整理休館日を第3水曜日としています。現行の規則では第3水曜日が休日の翌日にあたる場合は第3木曜日を休館日とし、第3水曜日が休日にあたる場合は第3金曜日を休館日としております。これを左側の欄の中央図書館の(3)にありますように、一部削除し、毎月の第3水曜日が休日にあたる場合は、その日を開館し、代わりに翌日を休館日とする内容に改正するものでございます。次に、右側の表の中段にあります音羽図書館及び御津図書館の欄をご覧ください。(2)のところで、現在休日の翌日を休館日としています。先ほど説明しましたように、他の分館に合わせて休日の翌日を開館するために(2)の項目を全て削除するものです。(3)につきましては先ほど(2)で、これまで元日の翌日の1月2日を休館日としていましたので、ここは年始の休みとして、1月2日以外の1月1日、3日、4日を別途規定しています。今回(2)の1月2日が休館日となる規定を削除しますので、表の左側の欄にあるように年始の休館日を1月1日から4日までとするものです。

また、表の右側の音羽図書館及び御津図書館の(4)は、先ほどの中央図書館の欄で説明しましたとおり、毎月の第3水曜日を整理休館日としておりますが、その第3水曜日が休日の翌日や休日の場合につきましては表の左側にありますように、その翌日を休館日とするものです。次に、右側の表の下段の一宮図書館及び小坂井図書館につきましても、左側の表のとおり、毎月第3水曜日が休日のあたる場合は開館し、代わりにその翌日を休館日とするものです。

16ページをご覧ください。この資料は豊川市図書館管理規則の改正後の抜粋です。これまで説明した内容を、解かりやすく一覧にしたものです。

17ページをご覧ください。この資料は図書館の休館日について、利用者の方へ周知する資料で、これまで説明してきたものと同じ内容となっております。

19ページをご覧ください。第11号議案、豊川市地域情報ライブラリー管理規則

の一部改正について説明いたします。今回の改正は、下段の理由欄にありますように、中央図書館の休館日が一部変更されるため、当該地域情報ライブラリーの休業日の一部を合わせて変更するものです。改正後の規則は、平成30年4月1日から施行するものです。20ページをご覧ください。この表は規則改正の新旧対照表の表ですが、先ほど第10号議案で説明しました中央図書館の休館日の取り扱いに合わせ、毎月の第3水曜日が休日にあたる時は、その翌日を休業日とするものです。21ページをご覧ください。この資料は豊川市地域情報ライブラリー管理規則改正後の抜粋です。これまで説明した内容を解かりやすくしたものですので、説明は省略させていただきます。以上で、第10号議案及び第11号議案の説明を終わります。

「高本教育長」 二つの議案を一括して説明いただきましたが、第11号議案、豊川市地域情報ライブラリーの管理規則の一部改正については、説明にありましたように中央図書館の休館日の変更に合わせてのものでありますのでご理解いただきやすいと思います。第10号議案、図書館管理規則の一部改正は、休館日と整理休館日の変更で、16ページは改正後のものですが、改正前は、以前、教育委員会議会で委員の皆さんからもわかりにくいというご意見をいただいた内容だったと思います。その辺りを整理されて、今回わかりやすいものに統一、特に音羽・御津については、他の図書館に合わせてという提案であったかと思いますが、この件についてご質疑がありましたらお願いいたします。

「菅沼委員」 次に説明があると思うのですが、図書館の休館日の特別整理日について、17ページの一般周知用というのは、一般の方に周知される内容ですよ。ここに②と③の音羽、御津、一宮、小坂井の図書館の特別整理期間が毎年11月と書いてありますが、これは間違いですよ。

「尾崎中央図書館主幹」 これは、そうですね。

「菅沼委員」 ここで訂正があるかと思ったのですが、次のところは10月になっています。

「尾崎中央図書館主幹」 10月です。すみません。

「高本教育長」 17ページの参考のところの中身で、ここはミスがあります。

「関原教育部長」 10日前後で良いか。

「尾崎中央図書館主幹」 一応この段階では10日程度とし、実際には調整をして、もう少し短い期間をカレンダーで周知をさせていただきます。これはあくまでも、規則の内容を説明するための資料ですので、10月という部分は間違いですけれども、規則の説明としては、最大10日の場合があるということです。

「菅沼委員」 一般周知用ということですが、規則の内容だと何月とは書いてないですよ。でも、これから毎年10月になるのでしょうか。

「尾崎中央図書館主幹」 それは、今後も検討します。実は、今までは音羽と御津、小坂井と一宮で10月、11月と異なっていました。わかりにくいという話もありましたので、分館は全て10月にし、中央図書館か分館のどちらかを利用できる状態に

してみようという試みを今年はやります。来年度以降も10月となるかは、今年の様子を見て検討します。

「菅沼委員」 一般周知用というのは、来年度、30年度用と思ってもいいのでしょうか。

「尾崎中央図書館主幹」 先ほど教育長がおっしゃられましたが、実はこの改善自体が、昨年度末に皆さまからいただいた、わかりにくいという意見をもとに始めた取り組みですので、少しでもわかりやすくするために、今日の説明のために作った資料です。実際には、これをもとに一般の方には、カレンダーにして、短冊のしおりになるようなものでお知らせしていく予定です。

「菅沼委員」 毎年何月と書かなくても、秋ごろなら、秋ごろと書くべきで、これで周知するのは良くないと思いましたので、皆さんに出回らなければいいです。

「高本教育長」 これが周知するものではないですね。

「尾崎中央図書館主幹」 見出しが適切ではありませんでした。すみませんでした。

「林委員」 一つよろしいですか。16ページ、17ページに関してですが、休館日が中央図書館に合わせて非常にすっきりしたと思いますが、完全に一致していない部分がありますよね。合併して随分経っているのに、完全に一致できない何か理由があるのでしょうか。全て中央図書館に合わせても良いと思いますが、その辺りはどうでしょうか。

「尾崎中央図書館主幹」 我々も、出来るだけ合わせようという事で毎年検討しています。特に昨年ご意見をいただきましたので、1年かけて検討しました。まず、開館日数については予算的な問題、それから人員の問題などいろいろありまして、まだ分館のレベルを揃えるというところまでが今の段階では精一杯で、中央図書館と日数を同じにする所までは至っておりません。もう一つ、分館同士でも違いがあると思われたかもしれませんが、一番大きいのが開館の時間、閉館の時間です。こちらも、今回、同じにしようと検討はしました。しかしながら、元々音羽や御津、旧町時代にもいろいろと開館時間については検討されていて、実際に試行で、早い時間にしてみたりしたことが合併直前にあったそうです。その辺りを当時から勤務しております再任用職員とかに聞き取りをする中で、時間をずらすと地域の人にとっては不便になってしまうかもしれないということでした。また、生涯学習会館に入っていたり、文化会館に入っていたりという違いもあります。音羽は生涯学習会館なので一宮・小坂井と同じにするべきだという考えも当初ありました。ところが、祝日の月曜日をいろいろと工夫をしたうえで、本当は、館自体が閉まっているにも関わらず、工夫して祝日となる月曜日を開けているのが音羽ですが、それをわざわざ他に合わせて休むというのは、わかりやすいかもしれませんが、今、祝日に利用できるのを喜んでいらっしゃる方が不便をするのもどうかということになりまして、そのままにすることにしました。では、一宮や小坂井も同じようにできるかということ、古い建物ですので管理上、全体が閉まっている中で開けるとするのは難しいということ、こちらも従前のお

りとし、まずは祝日の数をあわせるという形での取り組みをさせていただきました。

「林委員」 わかりました。

「高本教育長」 他にございませんか。特にご質問ご意見等がなければ採決を行いたいと思います。本案はただ今説明がございました原案のとおり可決するという事でご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第6、第10号議案「豊川市図書館管理規則の一部改正について」及び日程第7、第11号議案「豊川市地域情報ライブラリー管理規則の一部改正について」は 原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第8、第12号議案「平成30年度における豊川図書館の休館日について」を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

「細井中央図書館長」 資料の23ページをご覧ください。第12号議案「平成30年度における豊川市図書館の休館日について」説明いたします。これは、中央図書館及び四つの分館における特別整理日を定めるもので、平成30年度は表のとおり中央図書館が平成30年11月13日から11月21日までの9日間、四つの分館は平成30年10月16日から10月18日までの3日間とするものでございます。特別整理日の時期及び日数につきましては、今年度とほぼ同様となっておりますが、これは蔵書点検や設備等自主点検などを毎年する必要があるためでございます。なお、次ページ以降に各図書館の開館日、休館日等年間カレンダーを添付してございますが説明を省略させていただきます。以上で、第12号議案の説明を終わります。

「高本教育長」 平成30年度の豊川図書館の休館日について、前の議案の尾崎主幹からの説明がと重なる部分もありますが、この件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

「林委員」 特別整理日は、毎年、大体この時期ですよ。前回は申し上げましたが、10月、11月というのは、読書に一番適した時期だと思うのですが、敢えてこの時期に特別整理をやらざるを得ないのでしょうか。一般的に夏休みが終わって一段落した9月辺りにやるのが一番いいと私は思いますが、敢えてこの時期にやる特別な理由が何かあるのでしょうか。

「尾崎中央図書館主幹」 この時期でなければならないかと言われれば、全国的にはこの時期でなくてもいろいろな月に行っています。今後、検討させていただくというのが最終的な答えになりますが、現状11月になっているのは、過去からの経緯でいろいろな機器をこの時期に整備しておりますので、1年経ったところで定期的に行っているのが一番の大きな理由です。林委員の言われる事もわかりますので、一度そういった視点でも司書や施設整備担当の業務係に問題提起をいたしまして、変更が可能なものかどうか、調べたうえで検討させていただきたいと思います。

「高本教育長」 この件については検討していただけるということですが、今、林委員のご質問にありましたように、この時期の利用者の事もありますので、なかなか数字上はじき出すのも難しいかもしれませんが、10月、11月あたりの図書館の利用率といたしますか、利用者数なども参考までに調べていただければ、この時期に行っても差し支えないということもあると思います。

「小島スポーツ課長」 発言してよろしいでしょうか。図書館の休館日について、スポーツ課の立場から申し上げますと、11月はちょうどシティマラソンの時期にあっております、休館日がこの時期にあるのは非常にありがたい面もあります。

「高本教育長」 なるほど、陸上競技場周辺の交通や利用者への不便などを考えると、という事ですね。先ほど、尾崎主幹からお話しがありましたように、車でもいつ買うかによって、車検の月が決まってしまうということもあるので、そのサイクルなどを考えると、この時期でこれまでずっと行っているという経緯も理解できる場所ではあります。また、スポーツ課長からありました他のイベント等の絡みについてもあると思いますので、今一度ご検討いただきたいと思います。

他に、ご質問ご意見ありますでしょうか。よろしければ採決を行いたいと思います。本案は、ただ今の説明の原案のとおり可決するというごことでご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第8、第12号議案「平成30年度における豊川図書館の休館日について」はただ今の原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第9、第13号議案「豊川市文化財保護審議会委員の任命について」を議題といたします。では、説明をお願いいたします。

「前田生涯学習課長」 それでは、27ページから28ページにかけまして、第13号議案となります。豊川市文化財保護審議会委員の任命について、2年を任期としております。現在の委員は今月末で任期が終了するため、新たに任命を行うというものでございます。28ページに名簿がございます。ここに書いてありますように、9名全員の再任を予定しております。この中で一番短い方が、一番下の大学の先生をされていた方で、現在大橋屋の監修にも当たっていただいております。その他、結構若手の先生などは、古くから委員をやっていただいております。いろいろな継続事業や引継ぎ等もございますので、今年度、来年度の2カ年にわたって、また同じ9名の方をお願いしたいということで、ご審議よろしくをお願いいたします。

「高本教育長」 平成30年、31年度の委員として9名の方をお願いをしていくという事でございます。何かご質問はありますでしょうか。

「高本教育長」 一番長い委員の方は、どのくらいですか。

「前田生涯学習課長」 在任期間が、これで28年になります。現役の教員をやられている頃からお願いしております。

「高本教育長」 他にご質問はよろしいでしょうか。よろしければ採決を行います。本案は、ただ今の原案のとおり可決するというご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 ご異議なしと認めます。日程第9、第13号議案「豊川市文化財保護審議会委員の任命について」は、原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第10、第14号議案「豊川市文化財保護審議会への諮問事項について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 29ページ以降が第14号議案、保護審議会の諮問事項でございます。まず30ページをご覧くださいませでしょうか。豊川市文化財保護条例(昭和53年条例第15号)第38条の規定の基づき、次の事項について豊川市文化財保護審議会へ諮問するというごこと、条例の手続き上、2件の諮問を行うという事でございます。一つが史跡の指定といたしまして、豊川海軍工廠遺跡の旧第一火薬庫、旧第三信管置場、二つ目は、有形文化財の指定解除、木造延命地藏菩薩半跏像(正覚寺蔵)でございます。これら2件の具体的内容を説明させていただきます。まず、右側31ページをご覧くださいませと、史跡の指定について、指定理由等を掲載させていただいておりますが、6月9日に開園いたします豊川海軍工廠平和公園の中に第一火薬庫と第三信管置場という旧海軍工廠時代の施設がありまして、今回保存工事を行って公開することとなっております。保存工事を行うことによって、将来にわたって保存が担保されたということもございませるので、豊川海軍工廠遺跡を象徴する史跡として、この公園内の施設を市の史跡として指定するものでございませ。指定理由はここに記載しておりますように、豊川の近代史を象徴する豊川海軍工廠遺跡、またその中でも特徴的な遺構として公園の施設を指定するという事でございます。1枚めくっていただきますと32ページに、ほぼ保存工事も終わって整備された最近の写真がございませ。今はこのような状態できれいになっています。基本的には、人が自由に出入りできるというよりは、建築基準法の関係もございませるので、ガイドの案内があるときに入るというような管理をしていく予定でございませ。第三信管置場も屋根がセメント瓦だったのですが、3分の1をそのまま生かして、残りはガリバリウム鋼板を屋根として、逆に小屋組みが天井の裏の状態の中から見える様な状態で整備されています。33ページをご覧くださいませと、指定解除の案件がございませ。中には新聞等でご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、去る2月25日の明け方に、正岡にあります正覚寺と言うお寺の本尊が焼失いたしました。ご本尊が市の指定有形文化財で通称「桶地藏」といわれる木造延命地藏菩薩半跏像が黒焦げの状態になってしまう痛ましい事件がございませ。損傷が激しく形状も損なわれ、文化財としての価値も失われているということで、有形文化財の指定を解除しようとするものでございませ。お寺としては黒焦げになったものでも、しばらく箱に入れて安置するというごこと信仰

の対象物としては、捨ててしまうのではなく、大事にするということです。本日のこの2点の史跡の指定と有形文化財の指定解除の議案が承認されましたら、来週3月29日に文化財保護審議会を開催予定ですので、そこでの審議を踏まえまして、また来月4月の教育委員会定例会において、保護審議会からの建議があればそれによって実際の指定及び指定解除の告示行為などの手続きを行うという形になります。ちなみに市の指定の文化財は、現在213件ですので、今回新たに1件が指定となって1件が指定解除になりますので、市の指定の213件については変わらないという状況でございます。説明は以上です。

「高本教育長」 最後にお話がありましたように、教育委員会議で教育委員の皆様のご承認が得られたところで、3月29日に開かれる文化財保護審議会へ諮問をするという流れになっているということです。ご質疑がございましたらお願いします。

「林委員」 文化財の保管の仕方というのは 所有者に完全に任せられているのでしょうか。

「前田生涯学習課長」 物にもよりますが、いわゆる有形文化財の動産にあたるような仏像など信仰対象となっている物は厨子の中など、お寺の管理のもと通常は本堂の中で管理していただいております。国指定ですと場合によっては別途収蔵庫を設けて、例えば国の重文指定になっている旧小坂井町の菟足神社の大般若経は、国の補助金をいただいて造った鉄筋コンクリート造りの収蔵施設に保管されており、また、御津の法住寺の仏像も鉄筋コンクリート造の収蔵庫に安置されているケースもございます。国の指定ですと補助金の制度もあつたり、さらに市の指定もありますと文化財防火デー等を通じて消防と一緒に防火や盗難等に対して配慮いただくよう通知を出したりしています。今回の火事の原因は、ホームレスが近くにおり、そこから起きた火で焼けてしまったような結果で非常に残念です。

「林委員」 わかりました。

「戸荻委員」 防災や防犯のために補助金は出ないのでしょうか。市は、このような事態を想定してもいいのではないのでしょうか。

「前田生涯学習課長」 国県市の指定の中で、国は補助金の制度しっかりしていますが、県の指定の物件でも県の補助金でやっている事例はほとんどありません。ましてや市の事例なると、その収蔵庫のための補助は、他市の状況を見てもそこまでやっているところは少ないです。あまり国県市の差があつては本来いけないと思いますが、所有者の管理にある程度お任せしているというのが実情でございます。

「高本教育長」 指定をしていただくのはありがたい事かもしれませんが、所有者もそれに合わせた保管や保存方法も考えていただかないといけません。一時、仏像荒らしのような窃盗団が仏像を盗むという様な話もありました。

他にご質問はありますか。なければ採決を行います。本案はただ今の説明の原案のとおり可決するというごことでご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第10、第14号議案「豊川市文化財保護審議会への諮問事項について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続いて、日程第11、第15号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」を議題といたします。説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 34ページ、35ページをご覧ください。例年のものですが、豊川市社会教育審議会の答申ということで、この時期に次年度の社会教育に関する事項を社会教育審議会に諮問し答申をいただいています。35ページに記しておりますが、豊川市社会教育審議会の会長の細野氏から、豊川市教育委員会に対し社会教育法第13条の規定に基づく社会教育関係団体に対する補助金の交付等について答申がございました。3月12日に行われた会議の日付で、下記に記されております。

「平成30年度教育委員会（社会教育）の予算概要（社会教育団体補助事業）及び主要事業について諮問の通り実施されるよう要望します。」という記載内容になっております。社会教育法に基づいてこのような手続きで行っておりますが、2月の教育委員会定例会におきまして、社会教育だけではなく豊川市の教育全般の主要事業と予算についてご審議いただいた内容を社会教育審議会の方に諮ってご確認いただき、このような答申が出たものでございます。この答申によって来年度また事業を行っていくということで答申いただいたことをご報告させていただくものでございます。

「高本教育長」 社会教育審議会からの答申ということで、30年度予算に関わる補助金の交付内容についての説明がございました。ただ今の説明につきまして、ご質問などありますでしょうか。特になければ採決を行いたいと思います。本案は原案のとおり可決するという事でご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第11、第15号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」は原案のとおり可決されました。

「高本教育長」 続きまして日程第12、教育長報告に移ります。平成29年度3月補正予算について、これは専決処分でございますが議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「鈴木教育部次長」 それでは教育長報告、平成29年度3月補正予算についてご説明申し上げます。36ページ、37ページをご覧ください。教育委員会の補正予算につきまして、2月定例会教育委員会でもいくつか審議いただき、可決いただいた後、市議会に付してまいりました。本日挙げさせていただきました歳入・歳出・繰越明許費等につきましては、2月の定例会に日程が間に合わず、議会等の今年度中の議決を受けるために、教育長の専決ということで処理をさせていただきました。その内容についてご報告申し上げます。37ページをご覧くださいますと、まず歳入でございます。教育費国庫補助金、小学校費補助金、学校施設環境改善交付金とありますが、

右側の充当先歳出を見ていただきますと、こちらはトイレ改修工事費と普通教室空調設備設置工事費に係る国庫補助金の歳入であります。これにつきましては新年に入り国会がありまして、去る2月22日に正式に国の方から豊川市のほうに補正予算の内示がありました。従いまして、普通教室への空調設備設置工事10校分とトイレ改修工事5校分、いずれも小学校のものです。115,310千円について歳入がありました。同じく歳入に関連する歳出でございますが、この歳入の国庫補助金等を財源とする工事予算額でありまして、トイレ改修工事につきましては、この国庫支出金を含む補正額135,500千円、小学校普通教室への空調設備設置工事に関しましては、国庫支出金の71,945千円等を財源とする788,832千円、合計額924,332千円の工事費についても歳出予算としております。併せて、この歳出予算924,332千円全額を30年度に繰り越すということで、繰越明許費として全額を計上しております。これにつきましては、本補正予算につきましては2月定例会で審議いただいた補正予算も含めまして、この市議会、3月定例会の中日の3月5日に議決を得ております。現在、30年度新年度予算とこちらの補正予算で、ある意味空調とトイレ改修工事がダブル計上されていることとなりますが、これについてはおそらく6月だと思いますが、新年度予算を減額する形で補正を組ませていただきます。以上でございます。

「高本教育長」 前回の定例会で、30年度予算の説明がありましたが、その段階では載らなかったもので、国からその後、国庫補助金が示されたものについて3月補正であげたものであります。今説明がありましたように、3月議会で議会の議決も受けております。29年度について予算であります。30年度へ繰り越すという形でトイレの改修と空調設備の設置工事に入っていくということです。この件について、何かご質問ありますでしょうか。

「林委員」 これによって、工事開始が早まるという事はないですか。

「鈴木教育部次長」 今回の補正予算は実は10校分で、新年度予算で12校分を計上しております。今回補正で組まれた10校は、いわゆる合併特例債といたしまして旧豊川市と旧一宮町の地域にある学校です。財源を見ていただきますと、地方債としてそれぞれ768,400千円ついており、これは大変有利な起債になります。残りの2校、赤坂と御津南部小は起債の対象になりませんので、国の補助金を取らずに30年度予算とし、より有利な交付税措置が得られるものを新年度に残しておくということです。時期については、出来るだけ早く、ゴールデンウィーク前後に入札をし、契約をしていきたいと思いますが、10校プラス2校で既に準備を進めております。工事については中学校よりは若干早くできるかなというところです。

「高本教育長」 補正で上げた10校と別の2校はそれぞれ別の交付金ということですか。12校の空調設備ということの確認がありました。その他にありますでしょうか。特にご質問、ご意見等がなければ、日程第12、教育長報告「平成29年度3月補正予算について」は、ただ今の原案のとおり承認をされました。

「高本教育長」 続きまして、日程第13、その他報告「豊川市ジオスペース館管理規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

「細井中央図書館長」 資料の39ページをご覧ください。「豊川市ジオスペース館管理規則の一部改正について」をご説明いたします。今回の改正は、豊川市図書館の規則改正に関連して行うものです。先ほど、第10号議案で説明しました中央図書館の毎月の整理休館日を変更したことに合わせ、ジオスペース館の休日の一部を変更するものでございます。なお、この規則は平成30年4月1日から施行するものです。40ページをご覧ください。規則改正の新旧対照表ですが、第3条休館日につきまして、中央図書館や地域情報ライブラリーと同様に毎月第3水曜日が休日の場合は、その翌日を休館日とするものでございます。次に41ページをご覧ください。ジオスペース館管理規則改正後の抜粋です。(4)のうちの括弧書きが、今回の改正箇所です。以上で説明を終わります。

「高本教育長」 先ほど、ご承認をいただきました議案の中央図書館ライブラリーの休館日に合わせ、豊川市ジオスペース館管理規則の一部改正ということでございます。この件について、ご質疑ありますでしょうか。特にご質問等なければ、日程第13、その他報告「豊川市ジオスペース館管理規則の一部改正について」の報告は以上で終了とさせていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上でございますので、これで本委員会を閉会します。

(午後3時13分 閉会)